

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程

(平成二十四年十二月七日会規第九十四号)

(目的)

第一条 この規程は、日本弁護士連合会(以下「本会」という。)が行つ弁護士過疎・偏在対策事業に関する基本的事項を定めることにより、市民の弁護士に対するアクセスの向上を図り、もつて裁判を受ける権利その他の基本的人権を擁護することを目的とする。

(弁護士過疎・偏在対策事業)

第二条 本会は、弁護士過疎・偏在対策事業として、次に掲げる事業を行う。

- 一 法律相談センター援助事業
 - 二 公設事務所援助事業
 - 三 偏在対応弁護士等経済的支援事業
 - 四 新人弁護士等準備・養成等援助事業
 - 五 その他前各号に関連する一切の事業
- (日弁連ひまわり基金)

第三条 本会は、前条の弁護士過疎・偏在対策事業を行うため日弁連ひまわり基金を設置する。

2 日弁連ひまわり基金の会計は、特別会計とする。

- 1 -

3 日弁連ひまわり基金は前条の弁護士過疎・偏在対策事業その他これに関連して規則で定めるものために支出するものとし、個別の支出は経理委員会の議を経て行う。

(規則への委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、第二条の弁護士過疎・偏在対策事業の内容、手続、日弁連ひまわり基金の収入、支出、管理その他この規程を実施するために必要な事項は、別に規則で定める。

附則

1 この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程(会規第八十二号)は、廃止する。

3 この規程の施行の際次に掲げる特別会計に帰属する資産及び負債は、この規程第三条第一項の日弁連ひまわり基金に帰属する。

一 日弁連創立五十周年記念「日弁連ひまわり基金」設置要綱第二項に規定する特別会計

二 前項の規定による廃止前の弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程第四条に規定する特別会計

- 2 -